

茨附個運第3号  
令和3年10月18日

茨木市長 福岡 洋一 様  
(担当課：地域福祉課)

茨木市個人情報保護運営審議会  
会長 岡田 春男

### 外部提供に係る意見照会について（答申）

令和3年8月11日付け茨福第1108号により諮問のあった標記の件について、  
下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 審議会の経過

##### (1) 審議日

令和3年8月18日

##### (2) 審議の結論

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号に基づく個人情報の外部提供については、公益上の必要その他当該保有個人情報を提供することについて合理的な理由があり、かつ、当該提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと判断するための十分な根拠が確認できないため、現時点では、承認することはできない。

#### 2 外部提供の要旨

##### (1) 事務の名称

住民基本台帳事務

##### (2) 外部提供する個人情報の項目

ア 氏名

イ 住所

ウ 年齢

##### (3) 外部提供先

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会及びその内部組織である地区福祉委員会

##### (4) 外部提供の根拠規定

茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号

##### (5) 外部提供する理由

実施機関が住民基本台帳に記録された情報に基づき作成した単身高齢者名簿を年1回程度、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会（以下「社会福祉

協議会」という。)に提供し、その内部組織である地区福祉委員会(以下「地区福祉委員会」という。)も含め、情報を共有することによって、地域と関わりの少ない単身高齢者に対しても、地区福祉委員会が実施する事業等への参加の呼びかけを行うなどして、日々の見守り活動等につなげ、地域の見守りの網の目を細かくし、高齢者が社会から孤立せず、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すため。

### 3 審議会の判断

本件諮問は、実施機関である市長が、「住民基本台帳事務」において保有する個人情報に基づき市民課が作成した65歳以上の単身高齢者名簿を、本人の同意や法令等の根拠に基づかずに、地域福祉課から社会福祉協議会及び地区福祉委員会に外部提供することの是非を問うものである。

本件外部提供は、上記名簿を社会福祉協議会に提供し、地区福祉委員会も含め、情報を共有することで、社会福祉協議会及び地区福祉委員会において、地域と関わりの少ない単身高齢者に対し、各地区福祉委員会が実施する事業等への参加の呼びかけを行うなどして、日々の見守り活動等につなげることにより、高齢者が社会から孤立せず、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しており、本件外部提供の「必要性」は軽々には否定できない。

しかし、実際に提供するということになることになると、なお検討を要する。それというのも、実施機関が専ら外部に提供するために、住民基本台帳を加工して、単身高齢者名簿を作成することが住民基本台帳法の趣旨・目的に整合するかについてはひとまずおくとして、当該名簿は、万が一流出した場合には、単に個人情報が漏えいしたという事実にとどまらず、ときに単身高齢者を対象とした特殊詐欺に使用される等、本人の権利利益が不当に害されるおそれもあることから、慎重な取扱いが求められる。

そのため、当審議会においても、地区福祉委員会において地域との関わりの少ない単身高齢者を見つけ出して孤立を防ぐための見守り活動を行うことには意義を感じ、単身高齢者名簿の提供を受けることにより当該活動における利便性の向上が期待できることはこれを認めるが、当該名簿の性質上、その外部提供を承認するにはなお、社会福祉協議会事務局及び地区福祉委員会に当該名簿を提供することの「必然性」が認められ、かつ、当該名簿の利用目的、利用方法及び管理方法が明確にされて、安全確保の措置が確実に講じられることを確認する必要がある。

さて、本諮問において、当該名簿の利用目的として示されている食事会等への参加の呼びかけは、必ずしも当該名簿がなければできないものではなく、また、食事会等への参加の呼びかけのほか当該名簿の利用目的とされている単身高齢者見守り活動として具体的にどういった取組を行い、当該名簿をどのように利用するのか現時点では明確には示されていない。

この点を踏まえると、当該名簿を社会福祉協議会事務局及び地区福祉委員会に提供することについて現時点ではその必然性までを認めることはできない。

また、実施機関が社会福祉協議会との間で締結するとしている「単身高

齢者名簿の提供に関する協定書」(案)及び社会福祉協議会事務局から地区福祉委員会に当該名簿を提供する際に示すとしている「名簿の取扱要領」(案)において、当該名簿の目的外利用を禁止しているが、前述のとおり、そもそも当該名簿の利用目的が具体的に明確化されていないことから、当該協定書の締結や取扱要領の提示により十分な安全確保の措置が講じられると認めることはできない。

さらに、当該名簿の提供先となる地区福祉委員会の委員は地域のボランティアであり、法令による守秘義務は課されてはおらず、また、委員の交代もしばしばあり、委員数も多いとのことである。これらの点を考慮すると、地区福祉委員会の実際の活動において、当該名簿が複製等により拡散することも危惧されるところであり、それを防止するためには、当該名簿を利用できる者の範囲、利用方法、保管方法等取扱いのルールを具体的かつ詳細に定める必要がある。また、定められた安全確保の措置が確実に講じられていることを実施機関において確認するための仕組みを構築することが求められる。しかしながら、単身高齢者名簿の提供に当たり、これらの取組がなされることが現時点では確認できなかった。

よって、単身高齢者の名簿の外部提供について、現時点では茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の要件を充足するとは認められないことから、「1(2)審議の結論」のとおり答申する。

#### 4 審議会の要望

本答申は、本諮問案件について、実施機関が再度諮問を行うことを妨げるものではない。なお、当審議会に再度諮問を行う際は、他市町村の状況等も参考に、当該名簿を提供せずに単身高齢者の見守り活動を行う方法が無いのか、十分に検討した上で行われたい。

また、その際は、実施機関において、外部提供と目的外利用について整理した上で諮問されたい。

以上